

議 案 書

令 和 7 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(追 加 提 出 分)

松 山 市

目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
議案 4 6	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		1
4 7	松山市国民健康保険条例の一部改正について		3
4 8	工事請負契約の締結について（城山公園（丸之内）斜面外災害復旧工事）		5

令和7年2月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補

償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額等を改定するため、本案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 6 中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 5 中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるため、本案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(城山公園(丸之内)斜面外災害復旧工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 城山公園(丸之内)斜面外災害復旧工事
2. 施工場所 松山市丸之内
3. 内 容 高強度ネット工 1 式
植生工 1 式
流路工 1 式
かご工 1 式
擁壁工 1 式
消火設備工・電気設備工 1 式
4. 請 負 人 松山市竹原四丁目 3 2 1 番地 4
株式会社シンワ開発
代表取締役 東山 和孝
5. 請負金額 3 億 8, 5 7 4 万 8, 0 0 0 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 1 項第 5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億８，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。